

東京国際空港国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業 募集要項及び同添付資料（修正表）

東京国際空港国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業 募集要項

章・節	頁	修正前	修正後
5.(7)	4	(7) <u>事業期間及び</u> 本事業の実施に要する費用に関する事項	(7) 本事業の実施に要する費用に関する事項

資料 - 1 東京国際空港国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業 業務要求水準書

章・節	頁	修正前	修正後
第 2 編 第 2 章 第 3 節	13	3。また、保安区域に入る空港関係者、納入物品等については、金属探知器、X線検査 <u>措置</u> 等を用いた厳格な立入検査を行うこと。	3。また、保安区域に入る空港関係者、納入物品等については、金属探知器、X線検査 <u>装置</u> 等を用いた厳格な立入検査を行うこと。
■ CIQ 施設 2 設計委託 契約書 第 35 条 第 3 項	8	前項に定める「瑕疵」についての担保期間は <u>第 18 条の規定による引渡しの日から 3 年</u> とする。...	前項に定める「瑕疵」についての担保期間は、 <u>第 18 条の規定により成果品の引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から本件建築物の工事完成後 2 年以内に、また、第 24 条の規定による部分引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から当該部分を利用した工事の完成後 2 年以内</u> とする。...

資料 - 2 東京国際空港国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業 基本協定書（案）

章・節	頁	修正前	修正後
第 6 条 第 5 項	3	平成 15 年 3 月 20 日付「 P F I 事業に係る民間事業者の選定及び協定手続きについて」…。	平成 15 年 3 月 20 日付「 P F I 事業に係る民間事業者の選定及び協定 <u>締結</u> 手続きについて」…。
第 8 条 第 2 項	4	… S P C と受託者等との間で締結する <u>委任</u> 契約又は請負契約の規定に従い…。	… S P C と受託者等との間で締結する <u>委託</u> 契約又は請負契約の規定に従い…。

資料 - 3 東京国際空港国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業 事業契約書（案）

章・節	頁	修正前	修正後
第 18 条 第 5 項	11	…予測できない <u>瑕疵</u> …。	…予測できない <u>かし</u> …。
第 33 条 第 2 項	15	…。国は、運営等業務仕様書等が <u>提案資料と一致していない場合又は業務要求水準書を満たしていない場合のみ</u> 、事業者に対し当該書類の補正を命ずることができる。	…。国は、運営等業務仕様書等が <u>本契約、業務要求水準書、募集要項等又は提案資料と一致していない場合、</u> 事業者に対し当該書類の補正を命ずることができる。
第 60 条 第 3 項 第 4 号	23	<u>本件事業の遂行に重大な影響を及ぼすおそれのある第三者との合併又は業務提携。</u>	<u>合併、株式交換・移転、会社分割、営業譲渡その他会社の基礎の変更。</u>
第 60 条 第 3 項 第 5 号	23	（新設） 以下「号ずれ」が発生	<u>株式、新株予約権及び新株予約権付社債の発行。</u>
第 76 条 第 2 項	28	第 69 条に基づき…。	<u>第 68 条又は</u> 第 69 条に基づき…。

第 79 条 第 1 項	29	… (<u>以下</u> 「知的財産権等」という。) …。	… (<u>本条において</u> 「知的財産権等」という。) …。
第 87 条 第 2 項	32	… <u>対等額</u> で相殺することができる。	… <u>対当額</u> で相殺することができる。
別紙 7 第 23 条	47	<u>借地権設定期間後に本契約が解除された場合、国は、事業者に対し未経過期間に係る貸付料を返還する。</u>	<u>本契約が解除された際に、第 8 条の規定により納付された貸付料に係る未経過期間がある場合、国は、事業者に対し当該未経過期間に係る貸付料を返還する。</u>
別紙 13	62		(差し替え)

資料 - 5 東京国際空港国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業 提出書類の記載要領及び様式集

章・節	頁	修正前	修正後
第 2 4	14	第二次審査書類における全体事業 <u>計画</u> 及び運営計画の各様式、並びに事業計画の E - 3 及び E - 4 については、様式番号ごとに提案の要約を作成すること。	第二次審査書類における全体事業 <u>方針</u> 及び運営計画の各様式、並びに事業計画の E - 3 及び E - 4 については、様式番号ごとに提案の要約を作成すること。
様式 14			(差し替え)
別紙 1 1.(4) イ	4	維持管理費は、旅客ターミナルビル等の維持管理に要する光熱水費、修繕費、清掃費、 <u>警備費</u> 等の総額とする。	維持管理費は、旅客ターミナルビル等の維持管理に要する光熱水費、修繕費、清掃費等の総額とする。
様式 E-1-1～ 様式 E-2-11			(差し替え)